

変更後	変更前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助対象経費は、当該災害復旧（関連）事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び機械器具費の合計額（以下「工事費」という。）とする。</p> <p>この場合において、工事費には、知事が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で災害復旧（関連）工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他災害復旧（関連）工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。また、大規模災害査定方針の図面の簡素化を適用した箇所については測量及び試験に関する費用も含むものとする。</p> <p>(査定設計委託費等補助)</p> <p>第 8 条 激甚法第 2 条の規定により指定された災害等で、特に被害が激甚であると認められる災害、又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害が発生した場合、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、（以下、略）</p> <p>(3) その他農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱(昭和 53 年 3 月 53 構改 D 第 116</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助の対象となる災害復旧（関連）事業の事業費は、当該災害復旧（関連）事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務雑費とする。</p> <p>この場合において、工事費には、知事が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で災害復旧（関連）工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他災害復旧（関連）工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。</p> <p>2 前項の事業費は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。）第 3 条に基づき農林水産大臣が決定した額（以下「決定事業費」という。）を基準とする。</p> <p>(設計委託費等補助)</p> <p>第 8 条 激甚法第 2 条の規定により指定された災害等で、特に被害が激甚であると認められる災害、又は構造改善局長が特に適当と認める場合に該当する災害が発生した場合、暫定法施行令第 1 条の 4 の規定に基づき（以下、略）</p> <p>(3) その他構造改善局長が特に適当と認める場合の基準に該当する災害復旧事業。</p>

変更後	変更前
<p>号)第2(5)に基づき、農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する災害復旧事業。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 1箇所の決定事業費が100万円以下の場合 1,000分の205</p> <p>(2) 1箇所の決定事業費が100万円を超え500万円以下の場合 1,000分の192</p> <p>(3) 1箇所の決定事業費が500万円を超え1,000万円以下の場合 1,000分の174</p> <p>(4) 1箇所の決定事業費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 1,000分の151</p> <p>(5) 1箇所の決定事業費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合 1,000分の116</p> <p>(6) 1箇所の決定事業費が10,000万円を超える場合 1,000分の60</p> <p>(事業費の通知)</p> <p>第9条 知事は、農林水産大臣から暫定法施行令第3条の規定により決定した額(以下「決定事業費」という。)の通知があったときは、当該災害復旧(関連)事業を施行する者にこれを通知するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1) 1箇所の決定事業費が100万円以下の場合 1,000分の140</p> <p>(2) 1箇所の決定事業費が100万円を超え500万円以下の場合 1,000分の131</p> <p>(3) 1箇所の決定事業費が500万円を超え1,000万円以下の場合 1,000分の119</p> <p>(4) 1箇所の決定事業費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 1,000分の103</p> <p>(5) 1箇所の決定事業費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合 1,000分の79</p> <p>(6) 1箇所の決定事業費が10,000万円を超える場合 1,000分の41</p> <p>(事業費の通知)</p> <p>第9条 知事は、農林水産大臣から暫定法施行令第3条の規定により決定事業費の通知があったときは、これを当該災害復旧(関連)事業を施行する者に通知し、また、各会計年度ごとに当該年度における事業費を決定し、通知するものとする。</p>

変更後	変更前
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第10条 補助金を受けようとする者は、災害復旧(関連)事業にあつては補助金交付申請書(第1号様式)に第1号から第3号まで及び第7号に掲げる書類、査定設計委託費等補助事業にあつては補助金交付申請書(第2号様式)に第4号から第7号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)事業施行に関して許可、認可、同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可、同意又は承認のあったことを証するに足りる書類。</p> <p>(4) 査定設計委託費等収支予算書(第5号様式)</p> <p>(5) 査定設計委託費等事業の内容及び経費の配分(第6号様式)</p> <p>(6) 査定設計委託費等契約別調書(第7号様式)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(事業完了の届)</p> <p>第17条 補助の指令を受けた者は、当該事業が完了したときは、遅滞なく、災害復旧(関連)事業にあつては工事完了届(第12号様式)の第1号から第3号まで及び第7号に掲げる書類、査定設計委託費等補助事業にあつては実績報告書(第2号様式)に第4号から第7号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第10条 補助金を受けようとする者は、<u>補助金交付申請書(災害復旧(関連)事業にあつては第1号様式、<u>設計委託費等補助事業にあつては第2号様式)</u></u>に、<u>災害復旧(関連)事業にあつては第1号から第4号まで及び第7号に掲げる書類、設計委託費等補助事業にあつては第5号から第7号に掲げる書類</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 災害復旧事業(変更)計画書(第5号様式)</u></p> <p><u>(4) 事業施行に関して許可、認可、同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可、同意又は承認のあったことを証するに足りる書類。</u></p> <p>(5) 委託費等<u>実績調書</u>(第6号様式)</p> <p>(6) 設計委託費<u>内訳</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(事業完了の届)</p> <p>第17条 補助の指令を受けた者は、当該事業が完了したときは、遅滞なく、災害復旧(関連)事業にあつては工事完了届(第12号様式)の第1号から第4号まで及び第7号に掲げる書類、設計委託費等補助事業にあつては実績報告書(第2号様式)に第5号から第7号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>

変更後	変更前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 竣工検査報告書の写し</p> <p>(4) 査定設計委託費等収支精算書(第5号様式)</p> <p>(5) 査定設計委託費等事業成績書(第6号様式)</p> <p>(6) 査定設計委託費等契約別調書(第7号様式)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>第23条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、遂行状況報告書(第15号様式)を作成し知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年 月 日から施行し、改正後の要綱は令和5年に発生した災害から適用する。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支出明細書(第15号様式)</p> <p>(4) 竣工検査報告書の写し</p> <p>(5) 委託費等実績調書(第6号様式)</p> <p>(6) 設計委託費内訳(第7号様式)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

変更後

変更前

(削除)

第2号様式（第19条関係）
（第17条関係）

農地及び農業用施設災害復旧事業
査定設計委託費等実績報告書

自治体知事 様

事業主体住所
事業主体名
代表者氏名

令和 年度において下記のとおり事業を実施したから農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第1条の規定に基づき、補助金 円の交付をお願いします。

記

I 事業経費表

（単位：円）

工種	箇所数	決定事業費 (A)	工事 費	査定費用 査定費	補助金 算出費	補助金	補助金交付率		備考
							交付額	率	

（注）1. 工種別は、箇所、農業用施設に区分すること。
2. 補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定に定める決定事業費の額を事業費に記入すること。

II 収支精算表

(1) 収入の内訳

区分	予算額	実績額	備考
補助金	円	円	
市町村費			
その他			
合計			

(2) 支出の内訳

区分	予算額	実績額	備考
委託費等	円	円	
費			
農業用施設			
合計			

（注）区分の額を農地及び農業用施設に区分して記載すること。

変更後 変更前

(新設)

第5号様式(第10条、第17条関係)

査定設計委託費等 収支予算書(又は収支積算書)

事業主体名:

地区番号:

1) 収入の部

区分	予算額 千円	精算額 千円	摘要
補助金			
市町村民			
その他			
計			

(2) 支出の部

区分	予算額 千円	精算額 千円	摘要
委託費			

(2) 農業用施設

区分	予算額 千円	精算額 千円	摘要
補助金			
市町村民			
その他			
計			

(2) 農業用施設

区分	予算額 千円	精算額 千円	摘要
委託費			

(3) 合計

区分	予算額 千円	精算額 千円	摘要
補助金			
市町村民			
その他			
計			

(3) 合計

区分	予算額 千円	精算額 千円	摘要
委託費			

(注)補助対象額についてのみ記載する。

変更後 変更前

変更後	変更前																									
<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>事業主体名： 地区番号：</p> <p>種別： 地区番号：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">種別番号</th> <th rowspan="2">種別名称</th> <th colspan="6">事業内容</th> <th rowspan="2">種別金額 (千円以下切取)</th> </tr> <tr> <th>A 農地災害復旧</th> <th>B 農業用施設災害復旧</th> <th>C 農業用施設災害復旧</th> <th>D 農業用施設災害復旧</th> <th>E 農業用施設災害復旧</th> <th>F 農業用施設災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	種別番号	種別名称	事業内容						種別金額 (千円以下切取)	A 農地災害復旧	B 農業用施設災害復旧	C 農業用施設災害復旧	D 農業用施設災害復旧	E 農業用施設災害復旧	F 農業用施設災害復旧	計									<p style="text-align: center;">(新設)</p>
種別				種別番号	種別名称	事業内容						種別金額 (千円以下切取)														
	A 農地災害復旧	B 農業用施設災害復旧	C 農業用施設災害復旧			D 農業用施設災害復旧	E 農業用施設災害復旧	F 農業用施設災害復旧																		
計																										

変更後

変更前

(削除)

設計委託費内訳

(単位：千円)

区分	品目	数量	単価		金額	備考
			標準	実績		
1	設計費	1	100	100	100	
			100	100	100	
2	監理費	1	100	100	100	
			100	100	100	
3	測量費	1	100	100	100	
			100	100	100	
4	図面作成費	1	100	100	100	
			100	100	100	
5	その他	1	100	100	100	
			100	100	100	
合計			500	500	500	

注：(1) 上記の他に、上記の設計委託費に付随して発生する費用は、別途見積りにて算定する。

(2) 設計委託費は、設計業務の完了まで発生する費用であり、設計業務の完了後は発生しない。

(3) 設計委託費は、設計業務の完了まで発生する費用であり、設計業務の完了後は発生しない。

(4) 設計委託費は、設計業務の完了まで発生する費用であり、設計業務の完了後は発生しない。

(5) 設計委託費は、設計業務の完了まで発生する費用であり、設計業務の完了後は発生しない。

変更後

変更前

第7号様式(第10条、第11条関係) 査定設計委託費等 契約別調書 ※ 一括納付に付 契約別調書号

単位：千円

項 目	内 容
1. 事業主体名	
2. 業務名 実務名	
3. 委託実施時期	
4. 契約金額	円 (消費税込み)
5. 補助対象額	
	査定設計 <input type="text"/> 今回発注業務全体 (総額) 委託費 A1 査定設計委託費対象金額 A4 未申請額 ① 査定設計以外 事業費 決定事業費 査定 欠格 未申請他 A2 査定額 A3 申請額
	① 実施設計費 (査定設計以外に係る経費) の控除額 (伊勢比較等) 算定内容 千円…①
	② 欠格・欠格・未申請箇所経費の控除額 算定内容 千円…②=A5+A6 A: 欠格欠格等による控除額 控除率A4 = 決定事業費A2 ÷ 申請額A3 = ③…A4 控除額 = 対象経費A1 × (100% - 控除率A4) = 千円…A5 B: 未申請箇所他の控除額 千円…A6
	③ 補助対象額の算定 ④=④契約額(千円未満切り捨て) - ① - ② = ⑤ (消費税別) 千円…⑤ 補助対象額

(新設)

区 分	決定事業費	査定設計委託費等 補助対象額 算定		率分率 (%)
		4. 契約金額(千円以下可決)	5. 補助対象額	
合 計				

区 分	国呼番号	決定事業費	5. 補助対象額
農 地			
計			

区 分	国呼番号	決定事業費	5. 補助対象額
農業用施設			
計			

各箇所での「補助対象額」は「決定事業費」に「率分率」を乗算する

変 更 後 変 更 前

第 号
令和 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
事業主体名
代 表 者

令和 年発生災害復旧事業の施越工事施行承認申請書

令和 年発生にかかる災害復旧事業を施行したいので下記関係書類を添えて申請します。

記

施越工事施行箇所別調査(第8号様式の2) 別添

第 号
令和 年 月 日

奈良県知事 殿

事業主体名
代表者 名

災害復旧事業の施越工事施行承認申請書

下記のとおり災害復旧(関連)事業を施行したいので、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、申請します。

記

1. 発 生 年 令 和 年

2. 対 象 地 区 災 害 復 旧 事 業 地 区 別 一 覧 表 (第18号様式)

第8号様式(第12条関係)

変 更 前 変 更 後

第9号様式の1 (第13条関係)

令和 第 年 月 日 号

所 住 事 業 主 体 名 代 表 者 名

工 事 着 手 届

令和 年 月 日 付 第 号

補助の指令を] 受けた令和 年災害復旧(関連)事業は、
 施設の承認を] 受けた令和 年災害復旧(関連)事業は、
 下記のとおり着手しましたので農地及び農業用施設災害復旧事情補助金交付要綱第13条の規定に基づき届けます。

記

1. 事 業 名 農地及び農業用施設災害復旧事業
2. 災 害 発 生 年 令和 年発生災害
3. 対 象 地 区 別紙一覧表のとおり
4. 工 事 の 着 手 年 月 日 令和 年 月 日

第9号様式の1 (第13条関係)

令和 第 年 月 日 号

所 住 事 業 主 体 名 代 表 者 名

工 事 着 手 届

令和 年 月 日 付 第 号

補助の指令を] 受けた令和 年災害復旧(関連)事業は、
 施設の承認を] 受けた令和 年災害復旧(関連)事業は、
 下記のとおり災害復旧(関連)事業を着手したので、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金
 交付要綱第12条の規定に基づき届けます。

記

1. 発 生 年 令和 年
2. 対 象 地 区 災害復旧事業 地区別一覧表 (第18号様式)
3. 工 事 の 着 手 年 月 日 令和 年 月 日

変更後 変更前

(新設)

第15号様式(第23条関係)

令和 年度 実行状況報告書

令和 年 月 号

奈良県知事 殿

住 所
事業主体
代 表 者

農地：農業用施設災害復旧事業 補助金交付要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

地区番号	箇所番号	交付決定年度	予算額 (円) A	出来高 (円) B	進捗率 B/A(%)	発注予定時期、設計額、入札日、 額の確定済額、繰上り定額

12月末日時点で、完了届を提出していない場合は提出してください。前年度繰越分についても記入してください。
予算額は12月末日時点の交付決定額を記載し、額の確定済額がある場合は右列に記載ください。
出来高は12月末日時点で記入してください。

変更後 変更前

<p>(施越承認を受け、交付決定していない箇所から、 工事完了届書を受け取る条文がないため、削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業主体 代表者名</p> <h2 style="text-align: center;">工事完了届書</h2> <p style="text-align: center;">記</p> <p>令和 年 月 日付け農振第 号の 施越の承認を受けた 令和 年度災害復旧〔関連〕事業は、下記のとおり完了したので、関係書類をお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">災害発生年度</td> <td style="width: 25%;">地区番号</td> <td style="width: 25%;">箇所番号</td> <td style="width: 25%;">備考</td> </tr> <tr> <td>令和 年災害</td> <td></td> <td>号他計 件</td> <td>内訳は別紙災害復旧事業成績箇所別調書のとおり</td> </tr> </table> </div>	災害発生年度	地区番号	箇所番号	備考	令和 年災害		号他計 件	内訳は別紙災害復旧事業成績箇所別調書のとおり
災害発生年度	地区番号	箇所番号	備考						
令和 年災害		号他計 件	内訳は別紙災害復旧事業成績箇所別調書のとおり						

変更後	変更前
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">事業主体名 代表者 名</p> <p style="text-align: center;">災害復旧事業 計画変更申請書</p> <p>下記のとおり災害復旧（関連）事業について計画変更したいので、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第22条の規定に基づき、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 発 生 年 令 和 年</p> <p>2. 対 象 地 区 災 害 復 旧 事 業 地 区 別 一 覧 表（第18号様式）</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">第17号様式（第22条関係）</p>	<p>第17号様式</p> <p style="text-align: center;">令和 年災害復旧事業計画変更申請書</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">市町村長名</p> <p>令和 年 月 日に査定があった災害復旧事業について、別紙の通り変更したいので承認されたく、申請します。</p>

